

美容所開設届を提出される方に

◎届出時必要なもの（書類は正副一部ずつ必要。）

- 1 美容所開設届出書（様式第1号）
- 2 美容所の平面図及び付近の見取図（平面図には面積がわかるよう寸法を記入し、待合所、消毒薬剤、器具容器、換気扇等、下の注意事項にある設備を明示すること。）
- 3 美容師が常時2人以上いる美容所の場合、管理美容師資格認定講習会修了証の写し（必ず原本を持参すること。）
- 4 美容師全員の免許証の写し（必ず原本を持参すること。）
- 5 美容師全員の診断書の原本（「結核、皮膚疾患」でないことの診断書で診断日より1ヶ月以内のもの。）
- 6 開設者が外国人の場合、住民票の写し（市が発行する写しの原本であって、国籍等を記載したものに限る。）
- 7 事業を譲り受けた場合、その事実を証する書類（契約書等により事業を譲り受けた事実を確認できる場合はその写しを代替書類とすることが可能。）
- 8 手数料（16,000円。ただし、事業を譲り受け、かつ構造設備に変更がない場合は12,900円）

※事業を譲り受けた場合、1の美容所開設届出書のうち変更がない記載事項の省略、及び2～3の添付書類のうち変更がない書類の添付を省略、4～5のうち変更がない美容師について書類の添付を省略できます。

◎注意事項

- ・面積は13㎡以上あること。（ただし、結髪、化粧等のみを行う美容所はこの限りでない。）
- ・待合所を設け、作業所と区別すること。
- ・床面、腰板は不浸透性材料であること。
- ・洗い場は流水装置であること。
- ・ふたつきの汚物箱と毛髪箱をそれぞれ備えること。
- ・消毒済み器具と未消毒器具を区別できるようそれぞれ専用の器具容器を備えること。
- ・作業面が100ルクス以上になるような照明であること。
- ・換気扇など換気設備を設けること。
- ・外傷に対する応急手当に必要な薬品、ガーゼなどを常備すること。（救急箱）
- ・血液が付着している、又はその疑いのある器具を消毒するため、煮沸消毒器、エタノール、塩素系薬剤のいずれかを備えること。その他必要に応じて、紫外線消毒器、蒸し器（蒸気消毒）、逆性石けん、グルコン酸クロロヘキシジン、両面界面活性剤を備えること。）

※（美容所の名称について）

美容所の名称について美容師法上、規制を受けるものではありませんが、表現に差別性のあるものや不快感を与えるもの、また、公序良俗に反するものでないよう、ご注意ください。

※（重複開設について）

美容所と理容所を同一の場所で開設すること（重複開設）は、美容所と理容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ施術者全員が美容師と理容師双方の資格を有している場合に限り認められます。なお、重複開設しようとするときは美容所、理容所それぞれの新規開設届が必要になりますが、必ず事前にご相談ください。

※（事業を譲り受けた場合の届出について）

親から子への生前贈与等、施設の使用権を譲り受けたときは、「事業を譲り受けた場合」に該当します。事業を譲り受けた者が引き続き営業する場合、新規開設届出が必要になりますが、事業を譲り受けた事実を証する書類を添付することにより、譲り受ける前の営業施設から変更がない部分について、届出書の記載事項、及び添付書類の一部を省略して届出することが可能です。

開設時に保健所担当者が美容所に検査に伺います。検査時までには必要な設備を設けて美容所として使用できる状況にしておいて下さい。なお、検査の日程調整が必要ですので開設日は余裕をもって設定してください。

詳しくは、**高槻市保健所 保健衛生課 環境検査チーム（072-661-9331）**まで。